

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例言

改 正 後	改 正 前
例 言	例 言
1	1
2	2
.....
.....

二 組織再編成

改 正 後	改 正 前
(合併等の際に1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)	(合併等の際に1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)
1-6-2	1-6-2
(注)	(注)
第18項第5号.....第22項第5号.....	第16項第5号.....第20項第5号.....
(従業者の範囲)	(従業者の範囲)
1-6-4	1-6-4
.....
.....

改 正 後	改 正 前
<p><u>項第1号</u>……………</p> <p>……………<u>第14項第2号、第18項第2号又は第22項第2号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>……………<u>株式交換完全子法人</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)</p> <p>1-6-6 ……………</p> <p>……………<u>第14項第2号</u>……………<u>第18項第2号</u>……………<u>第22項第2号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(主要な資産及び負債の判定)</p> <p>1-6-8 ……………</p> <p>……………<u>令第4条の3第14項第3号</u>……………</p> <p>(従業者が従事することが見込まれる業務)</p> <p>1-6-9 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>第14項第4号</u>……………</p> <p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>1-6-10 ……………</p>	<p><u>項第1号</u>……………</p> <p>……………<u>第12項第2号、第16項第2号又は第20項第2号</u>……………</p> <p>…</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>……………<u>株式交換完全子会社</u>……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………</p> <p>(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)</p> <p>1-6-6 ……………</p> <p>……………<u>第12項第2号</u>……………<u>第16項第2号</u>……………<u>第20項第2号</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(主要な資産及び負債の判定)</p> <p>1-6-8 ……………</p> <p>……………<u>令第4条の3第12項第3号</u>……………</p> <p>(従業者が従事することが見込まれる業務)</p> <p>1-6-9 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>第12項第4号</u>……………</p> <p>(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)</p> <p>1-6-10 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">……………<u>令第4条の3第14項第4号</u>……………</p> <p><u>(内部取引に準ずるものの例示)</u></p> <p><u>1-6-13 令第4条の3第11項(適格現物出資の要件)に規定する「その他これに準ずるもの」には、例えば、連結法人の国外にある事業所のうち法第69条第4項第1号(外国税額の控除)に規定する国外事業所等に該当しない事業所と同号に規定する本店等との間で行われた同号に規定する内部取引に相当する事実が含まれる。</u></p>	<p style="text-align: center;">……………<u>令第4条の3第12項第4号</u>……………</p> <p>(新 設)</p>

三 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(原価法一期末時評価による評価損益を純資産の部に計上している場合の期末帳簿価額)</p> <p>2-3-17 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-28 令第119条の13第3号(その他価格公表有価証券の時価評価金額)に</p>	<p>(原価法一期末時評価による評価損益を純資産の部に計上している場合の期末帳簿価額)</p> <p>2-3-17 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(1) <u>当該売買目的外有価証券の令第155条の8第1項第1号又は第2号(総資産の帳簿価額等)に規定する帳簿価額は、当該期末時の評価を行う前の金額となる。</u></p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(公表する価格の意義)</p> <p>2-3-28 令第119条の13第3号(その他価格公表有価証券の時価評価金額)に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定する「当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売上の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、連結法人が、各連結事業年度において同一の方法により入手又は算出する価格によるものとし、その入手価格は通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。</p> <p>(1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した連結事業年度終了の日における最終の売上の価格（連結事業年度終了の日の社債の取引情報により証券業協会が公表する約定単価を基に当該連結法人が算定した平均値又は中央値を含む。）又は最終の気配相場の価格（連結事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。）</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>	<p>規定する「当該事業年度終了の日における当該その他価格公表有価証券の最終の売上の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、連結法人が、各連結事業年度において同一の方法により入手又は算出する価格によるものとし、その入手価格は通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。</p> <p>(1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した連結事業年度終了の日における最終の売上の価格又は最終の気配相場の価格（新株予約権付社債以外の公社債については、連結事業年度終了の日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値の平均値又は中央値を含む。）</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>

四 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p>（その他これに類する減価償却資産）</p> <p>4 - 1 - 9</p> <p>.....<u>中小連結法人</u>.....</p>	<p>（その他これに類する減価償却資産）</p> <p>4 - 1 - 9</p> <p>.....<u>中小連結法人等</u>.....</p>

五 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>6-1-12 <u>令第13条第8号ソ</u>……………</p>	<p>(電気通信施設利用権の範囲)</p> <p>6-1-12 <u>令第13条第8号ツ</u>……………</p>

六 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(旧定率法を採用している<u>建物、建物附属設備及び構築物</u>にした資本的支出に係る償却方法)</p> <p>6-2-1の2 令第48条第1項第1号イ(2)《減価償却資産の償却の方法》に規定する旧定率法を採用している<u>建物、建物附属設備及び構築物</u>に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第55条第2項《資本的支出の取得価額の特例》の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、<u>当該資本的支出に係る償却方法は、次に掲げる資本的支出の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>令第48条第1項第3号に規定する鉱業用減価償却資産に該当しない建物、建物附属設備及び構築物にした資本的支出 令第48条の2第1項第1号イ(1)《減価償却資産の償却の方法》に規定する定額法</u></p> <p>(2) (1)以外のもの <u>同号イ(1)に規定する定額法又は同項第3号イ(2)に規定する生産高比例法（これらの償却の方法に代えて納税地の所轄税務署長の承認を受けた特別な償却の方法を含む。）のうち選定している方法</u></p>	<p>(旧定率法を採用している<u>建物</u>にした資本的支出に係る償却方法)</p> <p>6-2-1の2 令第48条第1項第1号イ(2)《減価償却資産の償却の方法》に規定する旧定率法を採用している<u>建物</u>に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第55条第2項《資本的支出の取得価額の特例》の規定を適用せずに、同条第1項の規定を適用するときには、<u>当該資本的支出に係る償却方法は令第48条の2第1項第1号《減価償却資産の償却の方法》に規定する定額法に限られることに留意する。</u></p>

七 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
<p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>6-6-7 鉱業用減価償却資産(令第48条の2第1項第3号イ(鉱業用減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産を除く。)……………</p>	<p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>6-6-7 鉱業用減価償却資産……………</p>

八 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(定期同額給与の意義)</p> <p>8-2-11 ……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………<u>同項第2号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>令第69条第3項</u>……………</p> <p>(確定額の意義)</p> <p>8-2-14 ……………</p> <p>⑥ <u>同号に規定する特定譲渡制限付株式及び承継譲渡制限付株式による給与は、まず役員の仕事の提供の対価として当該役員に生ずる債権の額が確定され、当該債権に係る債務を履行するために譲渡制限付株式(法第54条第1項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する譲渡制限付株式をいう。以下8-2-14の2において同じ。)が交付されるものであるから、本文の「現物資産により支給するもの」には該当しない。</u></p>	<p>(定期同額給与の意義)</p> <p>8-2-11 ……………</p> <p>⑥ ……………</p> <p>……………<u>法第34条第1項第2号</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………<u>令第69条第2項</u>……………</p> <p>(確定額の意義)</p> <p>8-2-14 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(過去の役務提供に係るもの)</u></p> <p><u>8-2-14 の 2 従業員の過去の役務提供の対価として生ずる債権に係る債務を履行するために交付される譲渡制限付株式は、法第 34 条第 1 項第 2 号(事前確定届出給与)に規定する「特定譲渡制限付株式」に該当しないため、当該譲渡制限付株式による給与の額は、同号に掲げる給与として損金の額に算入されないことに留意する。</u></p> <p><u>(職務の執行の開始の日)</u></p> <p><u>8-2-15 令第69条第2項及び第3項第1号(定期同額給与の範囲等)の「職務の執行の開始の日」……………</u></p> <p><u>(利益の状況を示す指標の意義)</u></p> <p><u>8-2-16 の 2 令第 69 条第 8 項第 2 号から第 5 号まで(損金の額に算入される利益連動給与)に掲げる指標は、利益に関するものに限られるのであるから、例えば、売上、株価、配当及びキャッシュ・フローは、これらの号に掲げる指標に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(利益の状況を示す指標に含まれるもの)</u></p> <p><u>8-2-16 の 3 次に掲げる指標は、令第 69 条第 8 項第 5 号(損金の額に算入される利益連動給与)に掲げる「前各号に掲げる指標に準ずる指標」に含まれる。</u></p> <p><u>(1) 同項第 1 号から第 3 号までの有価証券報告書(同項第 1 号に規定する有価証券報告書をいう。以下 8-2-16 の 3 において同じ。)に記載されるべき事項を財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により有価証券報告書に記載することができることとされている事項(以下 8-2-16 の 3 において「任意的記載事項」という。)とした場合における同項第 1 号</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(職務の執行を開始する日)</u></p> <p><u>8-2-15 令第69条第2項第1号(事前確定届出給与の届出)の「職務の執行を開始する日」……………</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>から第4号までに掲げる指標</u></p> <p><u>(2) 有価証券報告書に記載されるべき利益（任意的記載事項を含む。）の額に 有価証券報告書に記載されるべき費用（任意的記載事項を含む。）の額を加 算し、かつ、有価証券報告書に記載されるべき収益（任意的記載事項を含む。） の額を減算して得た額</u></p> <p>（算定方法の内容の開示）</p> <p>8-2-18 ……………</p> <p>(1) ……………<u>利益の状況を示す指標</u></p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>（<u>利益の状況を示す指標の数値が確定した時期</u>）</p> <p>8-2-19 <u>令第69条第12項</u>……………<u>利益の状況を示す指標</u>……………</p> <p>…</p> <p>(註) ……………</p> <p>（<u>役務の提供の対価として発行される新株予約権</u>）</p> <p>8-2-52 <u>法第54条の2第1項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>（算定方法の内容の開示）</p> <p>8-2-18 ……………</p> <p>(1) ……………<u>利益に関する指標</u></p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>（<u>利益に関する指標の数値が確定した時期</u>）</p> <p>8-2-19 <u>令第69条第10項</u>……………<u>利益に関する指標</u>……………</p> <p>(註) ……………</p> <p>（<u>役務の提供の対価として発行される新株予約権</u>）</p> <p>8-2-52 <u>法第54条第1項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

九 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)</p> <p>15の2-2-1</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>関連法人株式等及び同条第7項に規定する非支配目的株式等</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)</p> <p>15の2-2-1</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>関連法人株式等</u>.....</p>

十 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>(発生時換算法一期末時換算による換算差額を純資産の部に計上している場合の取扱い)</p> <p>17-2-4</p> <p>(注)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(発生時換算法一期末時換算による換算差額を純資産の部に計上している場合の取扱い)</p> <p>17-2-4</p> <p>(注)</p> <p>(1) <u>当該有価証券の令第22条第1項第1号又は第2号(総資産の帳簿価額等)に規定する帳簿価額は、当該期末時の換算を行う前の金額となる。</u></p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

十一 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(割引債に係る利子の計算期間)</p> <p>19-2-8</p>	<p>(割引債に係る利子の計算期間)</p> <p>19-2-8</p>

改 正 後	改 正 前
…………… <u>配当等</u> ……………	…………… <u>利子配当等</u> ……………

十二 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算における寄附金、交際費等の損金算入限度額の計算)</u></p> <p>19-3-19 <u>国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算に当たり、令第155条の27の3第2項(「国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額の計算」の規定に基づき、法第81条の6第1項若しくは第2項(「連結事業年度における寄附金の損金不算入」)又は措置法第68条の66第1項若しくは第2項(「交際費等の損金不算入」)の規定に準じて計算する場合には、各国外事業所等をそれぞれ一の連結法人とみなして計算することに留意する。この場合において、各国外事業所等が当該連結事業年度において支出した寄附金の額の合計額又は交際費等の額の合計額を基礎として、これらの規定により損金の額に算入されない金額を計算した上で、国外事業所等ごとに令第155条の16(「寄附金の損金不算入額の個別帰属額の計算」)又は措置法令第39条の95(「個別所得金額又は個別欠損金額の計算」)の規定により計算することとし、次のことは次による。</u></p> <p>(1) <u>令第155条の13第1項第1号(「一般寄附金の連結損金算入限度額」)に規定する連結個別資本金等の額は、連結親法人の当該連結事業年度終了の時ににおける連結個別資本金等の額による。</u></p> <p>(2) <u>措置法第68条の66第2項に規定する資本金の額又は出資金の額は、連結親法人の当該連結親法人事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額による。</u></p>	<p>19-3-19 <u>削 除</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算における損金の額に算入されない寄附金、交際費等)</u></p> <p><u>19-3-19の7の2 当該連結事業年度において支出した寄附金の額のうち法第81条の6第1項又は第2項(連結事業年度における寄附金の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額のうちその他の国外源泉所得に係る連結所得を生ずべき業務に係る寄附金の額に対応する部分の金額は、当該連結事業年度のその他の国外源泉所得に係る連結所得の金額の計算上も損金の額に算入しない。</u></p> <p><u>当該連結事業年度の交際費等の額のうち措置法第68条の66第1項又は第2項(交際費等の損金不算入)の規定により損金の額に算入されない金額がある場合についても、同様とする。</u></p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>19-3-20<u>第9項及び第10項</u>.....</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>19-3-26<u>第9項及び第10項</u>.....</p> <p>(1) (2) (注)</p> <p>(利子の範囲)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(欠損金の繰戻しによる還付があった場合の処理)</p> <p>19-3-20<u>第10項及び第11項</u>.....</p> <p>(外国法人税額に増額等があった場合)</p> <p>19-3-26<u>第10項及び第11項</u>.....</p> <p>(1) (2) (注)</p> <p>(利子の範囲)</p>

改 正 後	改 正 前
19-3-48 <u>法第69条第7項</u>	19-3-48 <u>法第69条第8項</u>

十三 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類) 20-1-5 付表 <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> 1 2 3 4 5 6 <u>第12項又は第13項</u> イ ロ 7	(組織再編成に係る連結確定申告書の添付書類) 20-1-5 付表 <p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> 1 2 3 4 5 6 <u>第10項又は第11項</u> イ ロ 7

改 正 後	改 正 前
8	8
..... <u>第 14 項第 2 号</u> <u>第 12 項第 2 号</u>
9	9
10	10
11	11
(註)	(註)